## 参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(案)等の概要

令 和 4 年 4 月 自治行政局選挙部選挙課・管理課

## 1 趣旨

参議院比例代表選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報(以下「選挙公報」という。)並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査公報の掲載の申請等の手続について、手続の合理化等の観点から、所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(案)及び 衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(案)
  - ① 手続の合理化

選挙公報の掲載の申請等の手続について、選挙公報担当責任者によらず、一般の代理人によることを可能とするとともに、所要の様式の改正を行う。

- ② 選挙公報掲載文原稿用紙の様式の合理化選挙公報掲載文原稿用紙の記載事項を合理化する。
- ③ その他所要の規定の整備
- (2) 最高裁判所裁判官審査公報発行規程の一部を改正する件(案)
  - ① 審査公報掲載文原稿用紙の様式の合理化審査公報掲載文原稿用紙の記載事項を合理化する。
  - ② その他所要の規定の整備

## 3 スケジュール

令和4年4月14日 パブリックコメント開始 令和4年5月18日 パブリックコメント終了